

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第五号

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県環境影響評価条例施行規則（平成十二年秋田県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

別表第四の一の項イ中「第八十七条の三第七項」を「第八十八条第七項」に、「第八十七条の三第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同表の二の項イ中「第八十七条の三第七項」を「第八十八条第七項」に、「第八十七条の三第一項」を「第八十八条第一項」に、「第八十七条の三第十五項」を「第八十八条第十四項」に改め、同表の十二の項中「若しくは第八十七条の三第七項若しくは第十二項」を「第八十七条の三第二項若しくは第八十八条第七項、第十二項若しくは第十六項」に、「第八十七条の三第一項」を「第八十八条第一項」に、「第八十七条の三第十五項」を「第八十八条第十四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。